

建設経済常任委員会委員長報告

去る3月3日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案2件及び請願3件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和3年3月4日(木)
- 2 場 所 委員会室2
- 3 出席委員 村田裕子、湯沢美恵、諏訪善一良、滝瀬光一、
工藤日出夫、加藤勝明、島野和夫
- 4 審査結果

「議案第15号」北本市手数料条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第16号」市道の路線の認定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議請第1号」「選択制夫婦別姓制度の法制化に関する意見書」の提出を求める請願については、挙手全員により採択すべきものと決定しました。

「議請第2号」「婚外子差別撤廃の為戸籍法改正を求める意見書」の提出を求める請願は、挙手全員により採択すべきものと決定しました。

「議請第3号」「核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書」の国会提出を求める請願は、挙手多数により採択すべきものと決定しました。

◎「議案第15号」について

(1) 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する部分についての適合基準はどのようなものか」と質疑したところ、「冷暖房設備、換気設備、照明設備及び給湯設備等の一次エネルギー消費量が基準値以下であるかで適合の判断をします」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第16号」について

本案に対して、質疑、討論はありませんでした。

◎「議請第1号」について

本請願審査では、紹介議員及び参考人を招請し審査を行いました。

はじめに、紹介議員から請願趣旨の説明を受け、請願人の意見陳述を行った後、質疑・答弁がありましたので、その内容について申し上げます。

(1) 「通称使用登録や例外的夫婦別姓の要望ではなく、選択的夫婦別姓を要望されている理由について」質疑したところ、「現在は夫婦いずれかの氏を名乗らなければならないことになっていますが、夫婦は同氏が原則で、別氏となる例外的夫婦別姓では誰かが認めるということであり、当事者が主体的に判断できる選択制夫婦別姓を実現していただきたいという思いからです」との答弁がありました。

(2) 「請願趣旨には強制的夫婦同姓は日本のみとありますが、世界各国の情勢は具体的にどのようなになっているのか」と質疑したところ、「アジア系では韓国、中国が夫婦別姓だと理解しています。また、アメリカは州によって法律が異なっていますので、詳細はわかりませんが、婚姻後夫婦同姓は日本だけだという理解です」との答弁がありました。

(3) 「夫婦別姓の場合で挨拶をする際、夫の氏と妻の氏、どちらで呼称すればよいのか困惑し、不便になってしまうのではないかと質疑したところ、

「1876年から1898年までは夫婦別姓で、明治民法で夫婦同姓にされたという経緯があります。確かに不便さはあるかもしれませんが、逆に結婚する男女の中で氏が変わることによる不便さもあるということをご理解いただきたいです」との答弁がありました。

本請願に対して、賛成討論が2件ありました。

◎「議請第2号」について

本請願審査では、紹介議員及び参考人を招請し審査を行いました。

はじめに、紹介議員から請願趣旨の説明を受け、請願人の意見陳述を行った後、質疑・答弁がありましたので、その内容について申し上げます。

(1) 「相続が発生した場合に、法定相続分が嫡出でない子は嫡出子の2分の1という形で差がつけられていたものが見直されて格差が解消されたが、請願者はそれ以外にこういった差別があると認識された上で、戸籍法改正を請願されたのか」と質疑したところ、「世の中にまだ嫡出子、嫡出ではない子という言葉がある以上、差別がまだあるのが現実だと思いますし、それを撤廃するには、この言葉自体から直していかなければなりません。要は、役所に届出をする出生届の中でそういった差別につながる表現は撤廃してもらいたいと考えています」との答弁がありました。

(2) 「戸籍の実父母・養父母との続柄欄を廃止して、性別欄を設けるよう請願した理由について」質疑したところ、「戸籍上で性別欄を設けないと名前によっては、性別がわからなくなるためです」との答弁がありました。

本請願に対する討論はありませんでした。

◎「議請第3号」について

本請願審査では、紹介議員及び参考人を招請し審査を行いました。

はじめに、紹介議員から請願趣旨の説明を受け、請願人の意見陳述を行った後、質疑・答弁がありましたので、その内容について申し上げます。

(1) 「核に頼らずに国際社会の中で日本の位置付けをきちんとしながら進めていくためには、どのようなことが必要だと考えているのか」と質疑したところ、「世界から日本という国は戦争をしない国だと、平和を強く望んでいる国だという信頼を勝ち取ることが、平和を守っていく一番の力ではないかと思います。国同士の紛争を武力にしないで解決していく、平和を保っていくという最も大きな力だと思いますし、日本国憲法の本質でもあると思います」との答弁がありました。

(2) 「核を保有している国が核兵器禁止条約に一国も批准しない現状の中で、日本がアメリカの傘下にいる限りは、核兵器禁止条約に署名・批准することはできないと思いますが、請願者はどう考えているのか」と質疑したところ、「2021年1月22日に核兵器禁止条約が発効し、世界的な規範になったことが非常に大きな力になると考えています。核保有国も核のない世界は望んでいて、核拡散防止条約に参加し、核兵器を無くしていくという点では、全世界が合意していることであり、戦争被爆国である日本が批准することはさらに大きな力になるという思いです」との答弁がありました。

本請願に対して、反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。

以上、報告いたします。

令和3年3月24日

建設経済常任委員会
委員長 島野和夫

北本市議会議長 滝瀬光一様